第十条の二の九第二項第三号	［略］
第十条の二の十第二項第一号	［略］
第十条の二の十第二項第二号	［略］
第十条の二の十第二項第三号	［略］

3　地方税法施行規則第五条の二の三第二項及び第五条の四第二項の規定は、令第三十二条第十項において準用する地方税法施行令第三十二条の二第四項及び第三十二条の三第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条の二の三第二項	［略］
第五条の二の三第二項第一号	［略］
第五条の二の三第二項第二号	［略］
第五条の二の三第二項第三号	［略］

（法第三十九条に規定する国税庁長官の通知）

第十九条　法第三十九条第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

五　第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る地方法人税額（租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。第三項において同じ。）

［六　略］

［2～6　略］

（国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類等）

第二十条　地方税法施行規則第十条の二の三第二項の規定は、令第三十三条第四項において準用する地方税法施行令第四十八条の九の十九第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第十条の二の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］
第二項第一号	法第三百二十一条の七の十三第一項の申立て
［略］	［略］

第十条の二の八第二項第三号	［同上］
第十条の二の九第二項第一号	［同上］
第十条の二の九第二項第二号	［同上］
第十条の二の九第二項第三号	［同上］

3　地方税法施行規則第五条の二第二項及び第五条の四第二項の規定は、令第三十二条第十項において準用する地方税法施行令第三十二条の二第四項及び第三十二条の三第四項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五条の二第二項	［同上］
第五条の二第二項第一号	［同上］
第五条の二第二項第二号	［同上］
第五条の二第二項第三号	［同上］

（法第三十九条に規定する国税庁長官の通知）

第十九条　法第三十九条第一項に規定する総務省令、財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　同上］

五　第一号の課税上の取扱いに関する申立てに係る地方法人税額（租税特別措置法第六十六条の四第二十一項第三号に掲げる更正決定に係る地方法人税額をいう。第三項において同じ。）

［六　同上］

［2～6　同上］

（国外事業所等との間の内部取引につき国外所得金額の計算の特例の適用がある場合等の徴収猶予の申請書類等）

第二十条　地方税法施行規則第十条の二の三第二項の規定は、令第三十三条第四項において準用する地方税法施行令第四十八条の九の十九第三項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則第十条の二の三の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［同上］	［同上］
第二項第一号	法第三百二十一条の七の十二第一項の申立て
［同上］	［同上］